

# まちなか定住促進事業

## 土浦市中心市街地へ転入の方へ

土浦市では、中心市街地（裏面参照）のにぎわいを再生するため、定住政策として、市外から中心市街地へ転入される新婚世帯または子育て世帯（※）へ、住宅家賃や住居購入等への助成制度を行っています。下部をご参考の上、ご相談の際は市役所本庁4階都市整備課までお願いします。

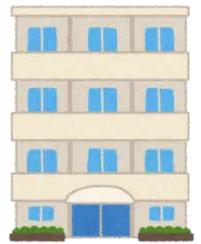
※転入された世帯：世帯全員が申請日前1年以内に転入していること。ただし、新婚世帯の場合は、夫婦のどちらか一方が申請日前1年以内に転入している場合も可。

新婚世帯：婚姻後5年以内であり、夫婦いずれも40歳未満であること。

子育て世帯：18歳未満（18歳になってから最初の3月31日まで可）の子と同居し扶養していること。

### ◇まちなか賃貸住宅家賃補助◇

- ①補助内容：中心市街地内の民間賃貸住宅に住み替える世帯に、家賃の一部を補助します。
- ②補助額：1か月の家賃の1/2以内（限度額：2万円）
- ③補助年数：最大3年
- ④主な補助要件等：
  - ・市外から転入した新婚世帯又は子育て世帯
  - ・自己の居住用として、新規に賃貸借契約を締結していること など



### ◇まちなか住宅購入補助◇

- ①補助内容：中心市街地内の住宅を購入・新築等をされる世帯に、一定額の補助を行います。
- ②補助額：住宅ローン（借入金）の3%（限度額：50万円）
- ③補助回数：1物件1回限り
- ④主な補助要件等：
  - ・市外から転入した新婚世帯又は子育て世帯
  - ・一戸建て住宅または分譲型共同住宅（中古住宅を含む）を購入したこと
  - ・登記完了後1年以内であること
  - ・床面積50㎡以上
  - ・借入金の返済期間が10年以上 など



★上記以外の要件については、土浦市公式ホームページをご覧ください。下部連絡先までご相談ください。

★土浦市中心市街地活性化基本計画において位置付けられた中心市街地が対象エリアです。（裏面参照）

中央一丁目・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一丁目、川口二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部

★年度ごとに補助件数が決まっていますので、残件数は事前にご確認ください。

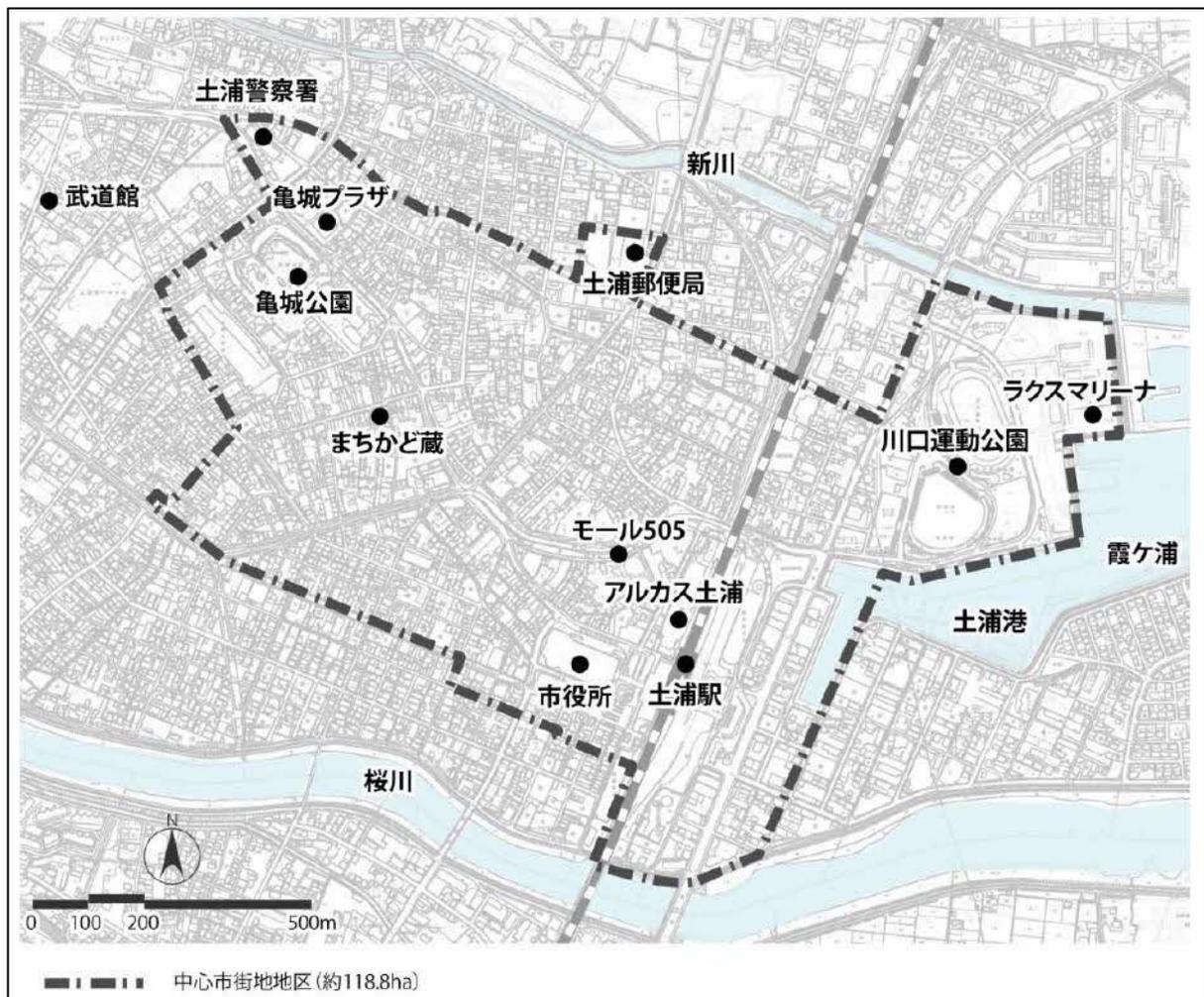
公式ホームページへはこちらからどうぞ⇒



問い合わせ先：土浦市都市整備課まちづくり推進室 ☎029-826-1111（内線2266）

## 対象区域

土浦市中心市街地活性化基本計画により定められたエリア



◎土浦市中心市街地活性化基本計画区域（約118.8ha）

中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一丁目、川口二丁目の一部、  
桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部